

## 地域計画と農振除外・農地転用許可の手続きについて

(農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第13条第2項及び農地法施行規則第47条の3第2号関係)

○農業経営基盤強化促進法による地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）内の農地については、農振農用地区域からの除外や農地転用許可申請にあたり、あらかじめ市による地域計画の変更（除外）手続きが必要となります。

○地域計画の変更前に、農振法による農用地区域からの除外手続きや農地法による転用許可申請に係る事前相談などは開始できますが、農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用申請は、地域計画の変更告示後に行う必要があります。

※当該農地が地域計画区域内であるかどうか等、地域計画に関することは、農林振興課（電話0854-23-3330）へ、農地転用に関することは農業委員会（電話0854-23-3360）へお問い合わせください。

